

発議案第 37 号

「土砂災害警戒区域」の指定率引上げと急傾斜地崩壊対策事業に係る予算を増額するよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和元年 12 月 11 日

八千代市議会議長 林 隆 文 様

提出者	八千代市議会議員	伊 原 忠
賛成者	八千代市議会議員	植 田 進
	同	三 田 登
	同	飯 川 英 樹
	同	堀 口 明 子

提案理由

千葉県に対し、「土砂災害警戒区域」の指定率引上げと、自己負担割合を軽減するために急傾斜地崩壊対策事業に係る予算を増額するよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

「土砂災害警戒区域」の指定率引上げと急傾斜地崩壊対策事業に係る予算を増額するよう求める意見書

本年10月25日の記録的な大雨による土砂崩れによって、千葉県内で4人が犠牲となり、このうち3人が千葉市緑区誉田町と板倉町に居住する市民であった。誉田町の土砂災害箇所については、土砂災害の危険性が認識されていなかったため、千葉県による基礎調査が行われていなかった。

都道府県が土砂災害の危険性があると判断した地域のうち、千葉県では「土砂災害警戒区域」に指定した割合は約36%と、全国平均の約88%を大きく下回っている。「土砂災害警戒区域」の指定が進まない要因として、人材や財源の不足、地元からの反対意見などによる基礎調査の遅れが指摘されている。

また、「土砂災害警戒区域」の指定については、都道府県知事が行うとされており、指定された区域においては、市町村地域防災計画への記載、災害時要配慮者利用施設における警戒避難体制の構築、土砂災害ハザードマップによる周知の徹底、不動産取引での重要事項の説明などが定められているが、指定率が引き上げられなければ、対策は困難である。

さらに、崖地の崩壊を防止するための急傾斜地崩壊対策事業があるが、住宅所有者等は、受益者負担として多額の工事費を負担しなければならず、急傾斜地崩壊対策事業が進まない実態がある。今後もこれまでの規模を大きく超える災害が発生する可能性があることから、人命を最優先にした対策が求められる。

そのためにも、「土砂災害警戒区域」の指定に向けた予算を抜本的に増額するとともに、基礎調査を早期に完了させ、「土砂災害警戒区域」の指定率を引き上げ、土砂災害から命を守るための万全の対策を講ずるべきである。

よって、本市議会は千葉県に対し、「土砂災害警戒区域」の指定率引上げと、自己負担割合を軽減するために急傾斜地崩壊対策事業に係る予算を増額するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月19日

八千代市議会

提出先

千葉県知事様